

意見書案第 1 号

化製場の悪臭問題の改善措置を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり花巻市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 12 日提出

花巻市議会議長 藤 原 伸 様

提出者 花巻市議会議員 本 舘 憲 一

賛成者 花巻市議会議員 及 川 恒 雄

同 照 井 明 子

同 佐々木 精 市

同 横 田 忍

同 伊 藤 盛 幸

化製場の悪臭問題の改善措置を求める意見書（案）

本市に所在する岩手県化製油脂協同組合の化製場が、悪臭により地域住民の生活に重大な影響を及ぼすことがないように必要な改善措置を含め、岩手県において適切な指導がなされるよう強く要望します。

理由

本県の畜産振興にとって化製場は不可欠な施設ですが、化製場から発生する悪臭は隣接地域のみならず広範囲にわたって花巻市民を苦しめています。

本市ではこれまで、花巻市悪臭公害防止条例第10条の規定に基づき改善勧告の発令や悪臭公害対策技術参与の配置、岩手県と合同の立ち入り検査など対策を実施してきました。また岩手県においても化製場法や化製場法施行条例等に基づく立ち入り検査や中部保健所の文書指導などがなされてきましたが、長年にわたって悪臭問題が解消されない状況が続いています。

よって、岩手県において畜産振興、食料生産に不可欠な化製場が、住民の生活環境に重大な影響を与えることがないように、次の措置を講じられるよう強く要望します。

- 1 岩手県及び花巻市、JA関係団体、化製場の受益者である「と畜残渣」など畜産副産物の排出事業者等を構成員とする、化製場悪臭対策連絡会議（仮称）を設置し効果的な対策を実施すること
- 2 「臭気処理」に関する規定を盛り込んだ化製場等に関する法律施行条例に改正すること
- 3 花巻市だけの問題とせず岩手県全体で問題を共有し、国からの支援体制を得ること
- 4 移設・新設を含め公設民営等による化製場の設置・運営方法について、岩手県が主体的に検討すること

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月12日

提出先

岩手県知事

花巻市議会議長 藤 原 伸